

令和元年6月市議会 教育厚生委員会資料

第79号議案 長崎市立高島幼稚園条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正条例	1
2 改正理由	1
3 改正案の内容及び施行日	1
4 条例新旧対照表	2

こ ども 部

令 和 元 年 6 月

1 改正条例

長崎市立高島幼稚園条例

2 改正理由

令和元年10月から、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、3歳から5歳までの子どもを持つ全世帯及び0歳から2歳までの子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に、子ども・子育て支援新制度の保育所等における利用者負担額（以下、「保育料」という。）が無償化されることから、長崎市立高島幼稚園を利用する無償化の対象となる子どもの保育料を無料とする規定を定めるもの。

3 改正案の内容及び施行日

(1) 保育料の無償化について（第2条）

ア 保育する子どもの認定区分

市立高島幼稚園において、次の認定区分の子どものうち、(ア)の子どもを保育している。

【認定区分】

- (ア) 1号認定子ども・・・満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がない子ども
- (イ) 2号認定子ども・・・満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がある子ども
- (ウ) 3号認定子ども・・・満3歳未満の小学校就学前で保育の必要性がある子ども

イ 保育料

市立高島幼稚園において保育する次の(ア)の子どもの保育料を無料とする。

- (ア) 1号認定子ども

【市立高島幼稚園の保育料】

種別	金額	
	現行	改正案
1号認定子どもの保育料	月額24,800円を上限として別に定める額	0円

(2) 施行日

令和元年10月1日

4 条例新旧対照表

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）																
<p>○長崎市立高島幼稚園条例 昭和39年3月30日 条例第19号</p> <p>（設置） 第1条（略） （保育料の額） 第2条 保育料は、次のとおりとする。</p>	<p>○長崎市立高島幼稚園条例 昭和39年3月30日 条例第19号</p> <p>（設置） 第1条（略） （保育料の額） 第2条 保育料は、次のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="137 638 464 689">種別</th> <th data-bbox="464 638 788 689">保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="137 689 464 1070">保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）</td> <td data-bbox="464 689 788 1070"><u>月額24,800円を上限として別に定める額</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="137 1070 464 1227">2歳児受入れ保育に係る保育料</td> <td data-bbox="464 1070 788 1227"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="137 1227 464 1323">預かり保育に係る保育料</td> <td data-bbox="464 1227 788 1323">1人1日につき400円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	保育料	保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）	<u>月額24,800円を上限として別に定める額</u>	2歳児受入れ保育に係る保育料		預かり保育に係る保育料	1人1日につき400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="834 638 1158 689">種別</th> <th data-bbox="1158 638 1482 689">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="834 689 1158 1070">保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）</td> <td data-bbox="1158 689 1482 1070">0円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1070 1158 1227">2歳児受入れ保育に係る保育料</td> <td data-bbox="1158 1070 1482 1227"><u>月額24,800円を上限として市長が別に定める額</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1227 1158 1323">預かり保育に係る保育料</td> <td data-bbox="1158 1227 1482 1323">1人1日につき400円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）	0円	2歳児受入れ保育に係る保育料	<u>月額24,800円を上限として市長が別に定める額</u>	預かり保育に係る保育料	1人1日につき400円
種別	保育料																
保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）	<u>月額24,800円を上限として別に定める額</u>																
2歳児受入れ保育に係る保育料																	
預かり保育に係る保育料	1人1日につき400円																
種別	金額																
保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する市町村が定める額）	0円																
2歳児受入れ保育に係る保育料	<u>月額24,800円を上限として市長が別に定める額</u>																
預かり保育に係る保育料	1人1日につき400円																
<p>第3条から第6条まで（略）</p>	<p>第3条から第6条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>改正後の長崎市立高島幼稚園条例の規定は、この条例の施行の日以後の長崎市立高島幼稚園の利用に係る保育料について適用し、同日前の長崎市立高島幼稚園の利用に係る保育料については、なお従前の例による。</u></p>																